

北海道のジャガイモオーナーになりませんか

～ 中札内村・川越市民オーナー農園制度 ～

この制度は、市民の皆さんが友好都市・中札内村の農作物（ジャガイモ）の所有者になり、植え付けや収穫などを体験するものです。雄大な日高山脈と見渡すかぎり、大地が続く広大な十勝平野、清流・札内川。大空の下で、深呼吸してみませんか。

オーナー（所有者）になるためには、下記の「いも植えツアー」の参加が必要です。経費には、1区画分のいも株券（50株分のジャガイモと収穫後の送料）を含みます。また、「いも植えツアー」参加者は、9月上旬に開催予定の「いも掘りツアー」（経費別途）に参加できます。

●いも植えツアー

日時…5月10日(土)～11日(日) 対象…市内在住 定員…15人（抽せん・最少催行人数5人） 経費…47,000円（朝食1回・夕食2回含む） 申し込み…往復ハガキに、参加者の住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、3月31日(月)（必着）までに〒350-8601川越市役所国際交流課

*参加費の振込先など詳しくは後日、参加者にお知らせします。

問い合わせ…国際交流課・TEL224-5506

川越市交通災害共済 の見舞金の 請求について

川越市交通災害共済は、平成十八年度をもって廃止しました。

平成十七年度・同十八年度

の交通災害共済に加入していた会員の方が各共済期間内に交通事故にあった場合、事故の発生日から二年以内は見舞金を請求することができま

す。

まだ請求が済んでいない方

は、早めに見舞金の申請をし

てください。

詳しくはお尋ねください。

共済期間

平成十七年度会員の方 平成

17年4月1日～同18年3月

31日

平成十八年度会員の方 平成

18年4月1日～同19年3月

31日

*ただし、年度途中に加入した場合の共済期間は、加入時から各年度末までです。

問い合わせ…安全安心生活

課・TEL224-5721

産業廃棄物管理票 （マニフェスト）交付 等状況報告書の提出 について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出が、四月から義務付けられます。

報告対象者…平成十九年度に

市内でマニフェストを交付

した、すべての事業者

*今後、報告対象者は、年一

回の提出が毎年義務付けられ

ます。

提出書類…産業廃棄物管理票

交付等状況報告書（法定様式）

提出期限…4月1日(火)～6月

30日(月)まで（以降毎年、4

月1日～6月30日まで）

提出先…産業廃棄物指導課

（本庁舎五階）

マニフェストの確認について

産業廃棄物を委託処理する場合、法律によって、排出事業者はマニフェストの交付および保管が義務付けられています。平成二十年度に提出する報告書には、同十九年度に

交付したマニフェストに係る事項を記載することになります。

市内でマニフェストを交付する事業者は、保管しているマニフェストを確認して、提出期限までに報告書を提出してください。

*詳しくは、市ホームページをご覧ください。報告書をダウンロードすることもできます。

問い合わせ…産業廃棄物指導課・TEL224-5417

南大塚駅北口エレベーター 使用開始のお知らせ



南大塚駅の北口には、エレベーターなどのバリアフリー施設がなかったため、車いすやベビーカーで利用する市民の皆さんには、たいへんご不便をおかけしてしました。このたび、目安箱などに多くの要望を頂いていた北口エレベーターの設置工事が完成し、2月28日から利用できるようになりました。

今後も市では、安全・快適に公共交通機関を利用できるよう、環境整備に努めていきます。工事期間中はご迷惑をおかけしましたが、市民の皆さんのご理解とご協力ありがとうございました。

問い合わせ…都市交通政策課・TEL224-5519

市役所窓口の一部の臨時開庁を行います

3月29日(土)・4月5日(土)、午前8時30分～午後5時

年度末および年度当初は、転勤や入学などで引っ越しをする方が多く、窓口の混雑が予想されます。市ではこの時期に合わせて、3月29日(土)・4月5日(土)に、市役所の窓口の一部を臨時開庁します。

土曜日に休業している関係機関（前住所地・本籍地の市区町村、社会保険事務所、法務局など）への問い合わせが必要な業務は、その日に手続きが終了しない場合があります。その際には、後日あらためて来庁をお願いすることがありますので、ご了承ください。

詳しい業務内容については、それぞれの担当課にお尋ねください。

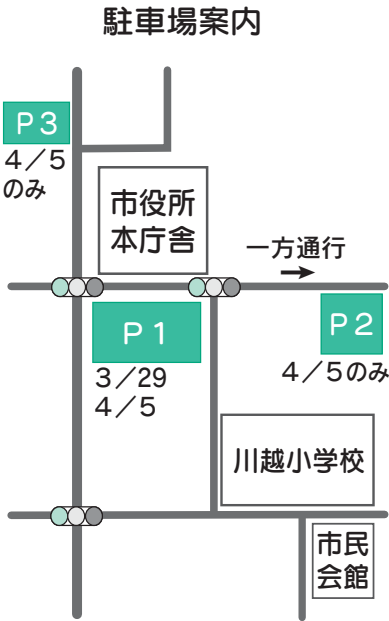
各種相談業務については納税相談を除き、実施しません。

開設窓口は、本庁舎と南連絡所（アトレ1階）です。それ以外の出張所などは臨時開庁しませんので、ご注意ください。

庁舎南側駐車場（右図のP1）は、臨時開庁の際に無料で利用できます。駐車場は混雑が予想されます。来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

*3月29日(土)は、「小江戸川越春まつり」のため、一番街周辺（札の辻～連雀町）で車両の交通規制があります。

問い合わせ…市民課庶務担当・TEL224-5739



臨時開庁を実施する窓口と取り扱い業務

担当課・問い合わせ	取り扱い業務
市民課（本庁舎1階） 庶務担当＝TEL224-5739 窓口担当＝TEL224-5742 住民記録担当＝TEL224-5744 戸籍担当＝TEL224-5747 国民年金担当＝TEL224-5764	戸籍に関する届け出、転入・転出・転居・印鑑登録・外国人登録に関する手続き、住民票・印鑑証明・戸籍全部（個人）事項証明の交付、国民年金に関する手続き *住基カード・電子証明書の取り扱いはできません。
高齢者いきがい課（本庁舎1階） TEL224-5809	健康ふれあい入浴券・市内循環バス（川越シャトル）特別乗車証の交付、高齢者福祉サービスに関する手続き
介護保険課（本庁舎1階） TEL224-5817	介護保険などの給付・要介護などの認定に関する手続き、介護保険料の納付
市民税課（本庁舎2階） 税制担当＝TEL224-5637 個人住民税担当＝TEL224-5640	課税・所得・非課税証明書および営業証明書の交付、原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車手続き
資産税課（本庁舎2階） 管理担当＝TEL224-5642 土地担当＝TEL224-5645 家屋担当＝TEL224-5684	固定資産税に関する証明書の交付、相続人代表者・納税管理人に関する手続き、固定資産課税台帳の閲覧・縦覧（4月5日のみ）
収税課（本庁舎2階） 収税管理担当＝TEL224-5686 滞納整理担当＝TEL224-5691 特別滞納整理担当＝TEL224-5694	市税の納付、納税証明書の交付、納税相談
国民健康保険課（本庁舎2階） TEL224-5833	国民健康保険に関する手続き、国民健康保険税の納付、納税相談
子育て支援課（本庁舎2階） TEL224-5821	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する手続き
保育課（本庁舎2階） TEL224-5827	保育園の入所・退所の手続き、保育料の納付
医療助成課（本庁舎2階） TEL224-5842	重度心身障害者医療費・こども医療費・ひとり親家庭等医療費・老人医療費の支給に関する手続き、老人保健法による医療などに関する手続き、障害者介護保険利用者負担額の助成に関する手続き
南連絡所（アトレ1階） TEL226-7031	戸籍に関する届け出、転入・転出・転居・印鑑登録に関する手続き、住民票・印鑑証明・戸籍全部（個人）事項証明の交付 *住基カードの取り扱いはできません。